

## 公務の範囲をめぐる審議会等における主な議論

平成8年12月16日

行政関与の在り方に関する基準（行政改革委員会）

## ◇ 基本原則

- ・ 「民間でできるものは民間に委ねる」という考え方に基づき、行政の活動を必要最小限にとどめる【→民間活動の優先】
- ・ 「国民本位の効率的な行政」を実現するため、国民が必要とする行政を最小の費用で行う 【→行政活動の効率化】
- ・ 行政の関与が必要な場合、国民に対する「説明責任(アカウンタビリティ)」を果たす 【→透明性の確保・定期的な見直し】
- ◇ 行政の関与は、市場原理が有効に機能しない「市場の失敗」がある場合に限る  
《市場の失敗としては、公共財、外部性、市場の不完全性、独占力、自然（地域）独占、公平の確保》
- ◇ 行政が関与する場合、政策目的を明確化し、最も適切な手段・形態を選択  
《選択の際は、民間活動の優先、行政活動の効率化、政府の失敗の考慮に留意》

平成9年12月3日

行政改革会議最終報告

## 【新たな中央省庁の在り方】

- ◇ 「官から民へ」「国から地方へ」を原則としての国の果たすべき役割の見直し
- ◇ 官民の役割分担
  - ・ 行政改革委員会の「行政関与の在り方に関する基準」を基本
  - ・ 民間でできるものは民間にゆだねる
  - ・ 市場原理と自己責任原則にのっとり民間活動の補完に徹する

## 【行政機能の減量(アウトソーシング)・効率化等】

- ◇ 国の行政の役割を見直す基本的な視点は「官から民へ」「国から地方へ」
  - ① 事務・事業の民営化・民間移譲
  - ② 実施機能についての外局(実施庁)制度及び独立行政法人制度の活用
  - ③ 民間に委託した方が効率的な事務・事業の委託の推進
  - ④ 規制の撤廃・緩和や補助金等の大幅な整理

平成10年6月12日

中央省庁等改革基本法

- ① 国の事務・事業とする必要が失われ、又は減少しているものは、事務・事業の民営化・民間移譲
- ② ①で見直しの結果民営化、民間移譲等を行わないとされた事務・事業のうち事務・事業の実施機能部分の独立行政法人化
- ③ 国の事務・事業のうち民間に委託した方が効率的な事務・事業の委託の推進
- ④ 規制の撤廃・緩和や補助金等の大幅な整理

平成14年12月12日

規制改革の推進に関する第2次答申（総合規制改革会議）

- ◇ 財・サービスの供給は市場における民間活動によることが基本
- ◇ 「民間でできるものは官は行わない」という考え方を基本
- ◇ 現在では「市場の失敗」が存在しないと認められる事務事業についての全面的な民間参入の推進
- ◇ 公権力の行使に係る事務事業のうち裁量の余地が比較的少ないものの執行の積極的な民間委託の推進
- ◇ 民営化、民間への事業譲渡、民間委託による積極的な民間参入の推進

平成16年8月3日

中間とりまとめ（規制改革・民間開放推進会議）

- ◇ 官民の役割分担のあり方を根底から見直し、付加価値の高いサービス等を提供する最適なシステムの実現
- ◇ 官業の民間開放推進の横断的アプローチとしての「市場化テスト」の導入
  - ・ 「民でできるものは民へ」の具体化
  - ・ 官民対等な立場で競争入札にかけ、価格・質の両面で優れた主体が落札し、そのサービスを提供する制度
- ◇ 官業を「民間開放できない理由」については官に挙証責任（①公権力の行使、②行政権は内閣に帰属、③裁量性、④公平性、中立性、継続安定性、高度な守秘義務、⑤条約、⑥市場性がない、官が効率的）
- ◇ 6類型について抜本的に民間開放（①給付、徴収業務、②公的施設の整備、管理運営、③登録等に係る事務、④統計調査、製造等、⑤検査、検定等、⑥その他の事務・事業）

平成16年12月24日

規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申

（規制改革・民間開放推進会議）

- ◇ 市場化テストによる官業の民間開放の推進
  - ・ 官と民とを対等な立場で競争させ「民でできるものは民へ」の具体化
  - ・ 市場化テストのモデル事業の平成17年度における試行的導入
  - ・ 市場化テスト法の検討・整備
- ◇ 個別官業の民間開放の推進（①給付・徴収業務、②公的施設等の整備・管理・運営、③統計調査、製造等、④検査・登録・資格試験等）

平成17年12月21日

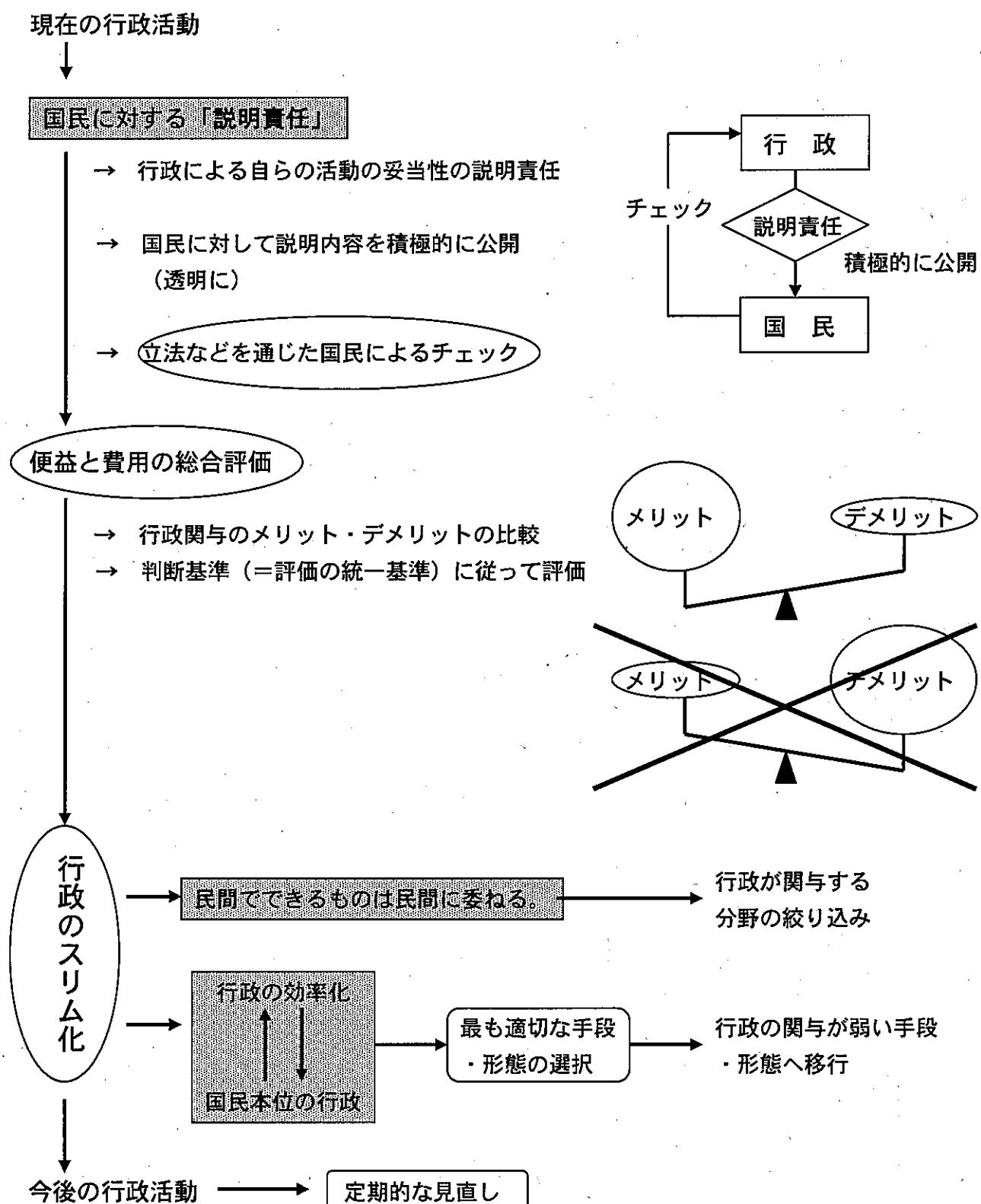
規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申

（規制改革・民間開放推進会議）

- ◇ 横断的制度整備等
  - ・ 市場化テストの速やかな本格的導入、・ 官業の民間開放の推進、・ 規制の見直し基準の策定等
- ◇ 横断的重點検討分野の改革（少子化への対応等、生活・ビジネスインフラの競争促進、外国人の移入・残留）
- ◇ 主要官製市場を中心とした個別重点検討分野の改革（医療、教育、農業等）

## 「行政関与の在り方に関する基準」（平成8年12月16日）の概要等

### （1）「行政関与の在り方に関する基準」の狙い



## (2) 「行政関与の在り方に関する基準」の概要

### 基本原則

- A. 「民間ができるものは民間に委ねる」という考え方に基づき行政の活動を必要最小限に。
- B. 「国民本位の効率的な行政」を実現するため、国民が必要とする行政を最小の費用で行う。
- C. 国民に対する「説明責任（アカウンタビリティ）」を果たす。

**全般的な基準** 基本原則をより具体化した基準  
行政の関与の可否及び仕方の判断に共通

- a. 民間活動の優先
- b. 行政活動の効率化  
(行政における市場原理の活用、権限と責任の明確化、政府の失敗の考慮)
- c. 行政による説明責任の遂行と透明性の確保  
(行政の説明責任、便益と費用の総合評価、数量的評価、情報公開)
- d. 定期的な見直し

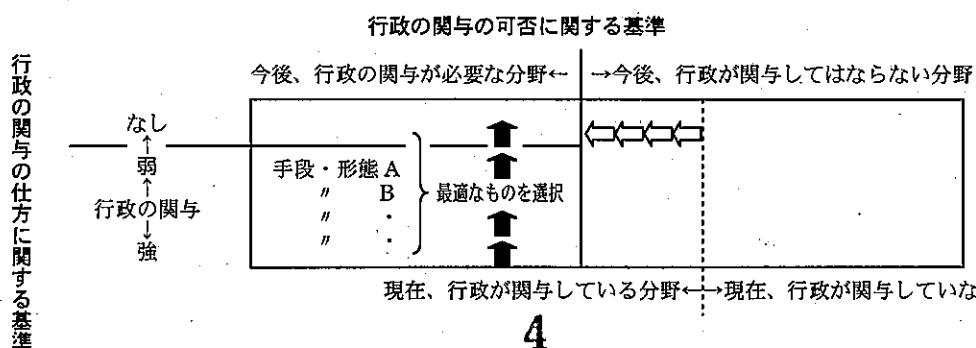
**行政の関与の可否に関する基準** 行政が関与する必要があるかどうかを判断するための基準  
〔➡ 行政の関与を必要最小限にとどめる。〕

- a. 公共財 [ 経済安全保障、市場の整備（市場のルール作り、監視機能）  
情報の生産、文化的価値を特記 ]
  - b. 外部性
  - c. 市場の不完全 [ 不確実性（資本市場の不完全性）、情報の偏在（逆選択、消費者保護など）を特記 ]
  - d. 独占力
  - e. 自然（地域）独占
  - f. 公平の確保 [ 地域間（ユニバーサル・サービス）、産業間、世代間の所得再分配を特記 ]
- 資源配分上の  
市場の失敗

**行政の関与の仕方に関する基準** 行政の関与の手段・形態が適切であるかどうかを判断するための基準

- a. 政策手段・形態に関する基準
  - 政策目的の明確化、その目的に応じた選択肢の提示、最も適切な手段・形態の選択
  - 選択に当たって留意すべき視点：  
民間活動の優先、行政活動の効率化（権限と責任の明確化と成果の評価、擬似市場原理の導入、採算性の重視、費用の最小化、業務区分別の検討）、政府の失敗の考慮、地方分権の推進、その他（モラルハザードへの考慮）
- b. 行政による利害調整等の活動〔産業調整、行政代行を特記〕
- c. サンセット制の導入

〔判断基準のイメージ図〕



### (3) 「行政関与の在り方に関する考え方」の概要

現状及び問題点

#### 1. これまでの行政活動・民間活動の特徴

➡生産者・供給者重視、行政による利害調整・政策誘導、所得再配分・弱者保護、行政と民間の相互依存的な関係。

#### 2. 社会・経済情勢の変化 → 様々な問題が表面化

➡行政活動の問題点： 行政における情報の優位性の低下、多様性への対応の遅れ、行政活動の肥大化とチェック機能の欠如など。

➡民間活動の問題点： 自己責任の意識や社会的責任の自覚の欠如など。

➡行政と民間の双方が直面している問題点： 高物価・高コスト体质、消費者・需要者重視への対応の遅れ、国際化への不十分な対応、新たな不公平の発生、高齢化・少子化の進展など。

基本概念

#### 1. 不確実性の高い時代への対応

➡多様性と個性の重視、効率的な経済・行政機構の実現、国民が眞の意味で主権を持った社会の実現

#### 2. 基本的考え方

➡市場原理の優先： 市場原理は効率性・機会均等の観点から優れた仕組み（なお、「政府の失敗」も存在）。

➡国民本位の効率的な行政の実現： 国民のコントロール、組織・業務の弾力性、効率性、サービスの質などのバランスが重要。

➡アカウンタビリティの確保： 行政活動の妥当性についての説明責任。（費用と便益の総合評価、可能な限り数量的評価）

#### 3. 行政の関与の可否

➡資源分配上の市場の失敗への対応： 行政の関心は必要最小限に。

➡公平の確保： 機会均等の確保が第一。事後の公平の確保は、普遍的な政策による所得・富の垂直的再分配を原則。特定の者への補助は眞の弱者に限定。

#### 4. 行政の関与の仕方

➡政策目的を明確化、政策手段・形態について複数の選択肢を比較検討、最も適切なものを選択、検討結果を国民に明示。

### III 判断基準を適用する際の留意

➡目標に向けてのプロセス及びタイムスケジュールの明確化

➡立法・司法を含めたチェック・アンド・バランスの確保

### IV 民間に求められる課題

➡自己責任原則の確立、企業の社会的責任の遂行

## ◎行政改革会議最終報告（平成9年12月3日）（抄）

### III 新たな中央省庁の在り方

#### 1 基本的な考え方

中央省庁の再編を中心とする今回の行政改革の基本的な目的は、制度疲労に陥りつつある戦後型行政システムから、21世紀にふさわしい新たな行政システムへ転換していくことにある。

欧米先進国へのキャッチアップを課題とした時期に形作られた現行制度は、今日にあっては、その総合性、機動性、効率性、透明性、国際性等の各側面において様々な機能不全を生じている。

その背景には、各種の社会経済的要因が複合的に存在していることは言うまでもないが、改革を進めるに当たっては、

- 行政の責任領域の肥大化と重点領域への取組みの遅れ、
  - 政策の企画と事業の実施の渾然一体化に起因する企画・実施双方の機能の硬直化、
  - 客観的政策評価機能の欠如
- といった問題点の解決が焦点とならなければならない。

#### (1) 国の果たすべき役割の見直し

- ① 21世紀の日本にふさわしい行政組織を構築するには、まず、国家行政の機能とその責任領域を徹底的に見直すことが前提となる。「官から民へ」、「国から地方へ」という原則がその基本とならねばならない。規制緩和や地方分権、官民の役割分担を徹底し、民間や地方にゆだねられるものは可能な限りこれにゆだね、行政のスリム化・重点化を積極的に進める必要がある。

今日、公共性の空間は、もはや中央の官の独占物ではなく、地域社会や市場も含め、広く社会全体がその機能を分担していくとの価値観への転換が求められている。

- ② 具体的には、国の行政の果たすべき役割を、以下のような観点で見直す必要がある。（詳細は後掲「IV 行政機能の減量（アウトソーシング）、効率化等」参照）

#### ア 官民の役割分担

国の事務・事業は、官民の役割分担の適正化の観点から、行政改革委員会の「行政関与の在り方に関する基準」を基本とし、民間でできるものは民間にゆだねる、市場原理と自己責任原則にのっとり、民間活動の補完に徹する、との基本的な考え方をとるべきである。具体的には、社会情勢変化などによ

り存続意義の失われた事務・事業からの撤退、自立的精神と自己責任の原則の下での過度な行政の関与の廃止、特定産業の保護・育成行政からの撤退、所得再配分事業の限定などに努めなければならない。

#### イ 国と地方の役割分担

国と地方の役割分担の観点から、地方分権を推進し、国の事務・事業は、国家の存立に直接かかわる事務、全国的に統一されていることが望ましい基本ルールの制定、真に全国的規模・視点で行われることが必要な施策・事業に純化すべきであり、地域行政は、基本的に地方公共団体の手にゆだねられるべきである。

具体的には、機関委任事務の廃止、国から地方への権限委譲、国の関与や必置規制の廃止・縮小、補助金の整理・縮小、地方財政の自立性の強化などに努めなければならない。（以下略）

### IV 行政機能の減量（アウトソーシング）、効率化等

#### 1 基本的な考え方

(1) 「III 新たな中央省庁の在り方」で述べたとおり、国の行政の役割を見直す基本的な視点は、「官から民へ」、「国から地方へ」にある。

この観点から行政を見直すことは、同時に、組織、事務・事業について、官民の役割分担、地方分権、民間能力の活用の見地からの見直しを徹底的に進めいくことでもある。

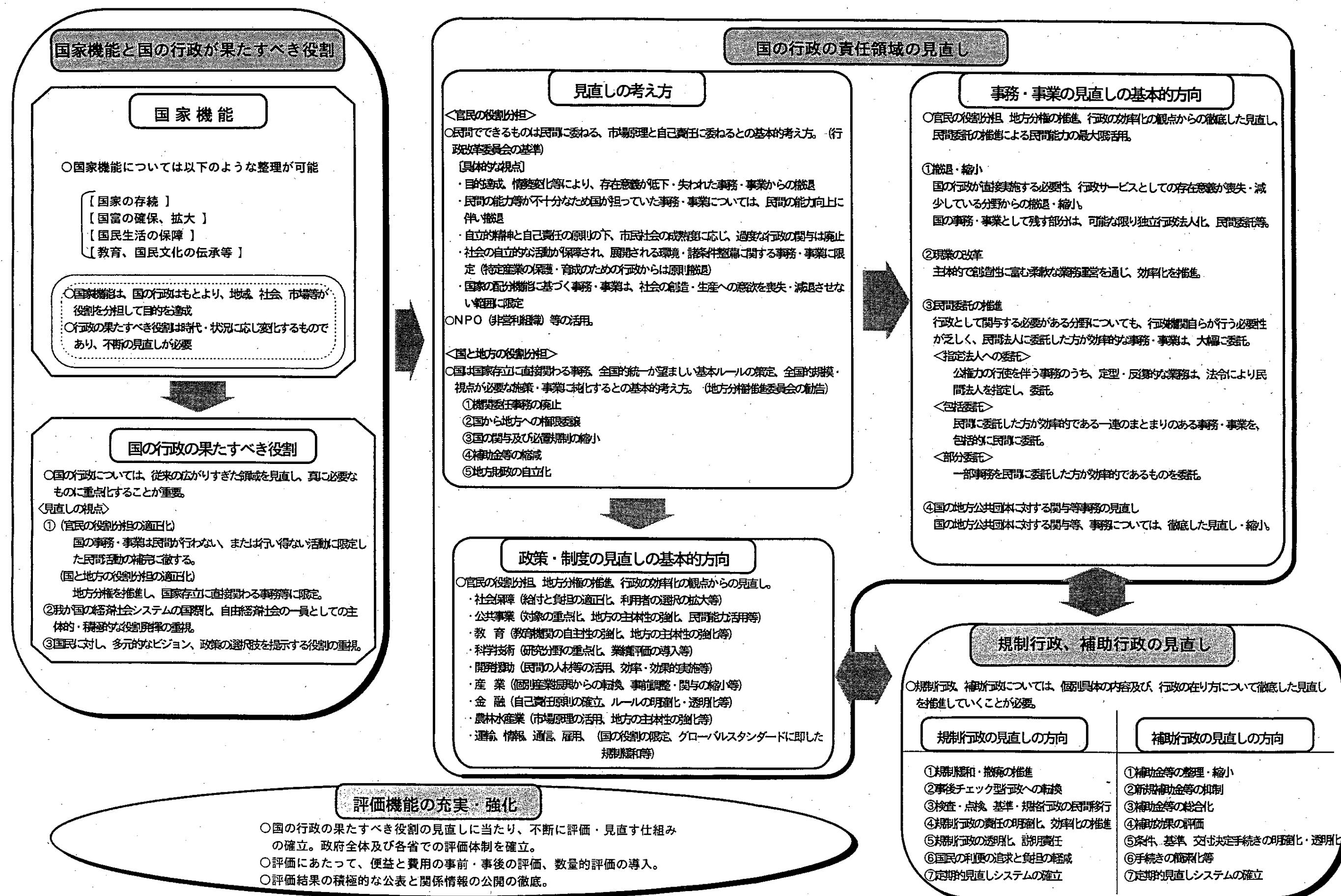
(2) これに当たり、行政機能の減量（アウトソーシング）は、重要な課題となる。事務・事業の民営化、民間移譲を行うとともに、それが困難な事務・事業であっても、政策の企画立案機能と実施機能の分離という基本的な考え方立って、実施機能については、外局（実施庁）制度及び独立行政法人制度を活用し、その自律的、効率的な運営の徹底を図る。

また、事務・事業において、行政機関自らが行う必要性が乏しく、民間に委託した方が効率的な事務・事業は、その委託を大幅に進める必要がある。

(3) 同時に、国の行政の果たすべき役割を見直す観点からは、行政による民間活動や地方行政への過度の関与を改め、規制の撤廃・緩和や補助金等の大幅な整理を行すべきことは言うまでもない。規制行政や補助行政の見直しが徹底して進められなければならない。

(4) 上記のような見直しは、当然、組織・定員の減量に結び付く。本省、外局、施設等機関、地方支分部局等を通じ、これに対応して組織の整理・簡素化を積極的に進めるとともに、定員についても、大幅な削減を進めるべきである。

## 国家機能のあり方について（国の行政が果たす役割）の整理（イメージ図）



## ◎中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)(抄)

(国の行政組織等の減量、効率化等の推進方針)

**第三十二条** 政府は、次に掲げる方針に従い、国の行政組織並びに事務及び事業の減量、その運営の効率化並びに国が果たす役割の重点化(第五十三条第三号において「国の行政組織等の減量、効率化等」という。)を積極的かつ計画的に推進し、その具体化のための措置を講ずるものとする。

- 一 国の事務及び事業の見直しを行い、国の事務及び事業とする必要性が失われ、又は減少しているものについては、民間事業への転換、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を進めること。
- 二 前号の見直しの結果、民間事業への転換、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を行わないこととされた事務及び事業のうち、政策の実施に係るものについては、第三十六条に規定する独立行政法人の活用等を進め、その自律的及び効率的な運営を図ること。
- 三 国の事務及び事業であっても、国が自ら実施する必要性に乏しく、民間に委託して実施する方が効率的であるものについては、民間への委託を進めること。
- 四 国の規制の撤廃又は緩和、国の補助金等(財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第百九号)第三十四条に規定する補助金等をいう。以下同じ。)の削減又は合理化その他行政の在り方の見直しを進め、民間及び地方公共団体に対する国の関与の縮減を図ること。

[※ 以下、第33～35条で現業の改革について、第36～42条で独立行政法人制度の創設等について、第43～47条で施設等機関等その他の見直しについて規定。]

## ◎規制改革の推進に関する第2次答申

－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革－（抄）

（平成14年12月12日 総合規制改革会議）

### 第1章 横断的分野

#### 2 民間参入の拡大による官製市場の見直し

##### 【問題意識】

###### 1 官民役割分担の再構築

近年の経済・社会環境の急速な変化に伴い、財・サービスに対する消費者のニーズは多様化している。しかしながら、我が国の経済・社会システムは、必ずしもこのような多様化するニーズに十分に応えていない面がある。運営主体の制限を行うなど公的関与の強い市場及び公共サービス分野（いわゆる「官製市場」）については、このような傾向が特に強いと考えられる。

公共サービス分野については、従来、政府部門が直接自らサービスを提供することが一般的であった。しかしながら、民間の多様なサービス産業が発展してきている今日、公共サービスの提供についてもできる限り民間事業者にゆだねていくことにより、今まで以上に消費者の多様なニーズに対応した良質で安価なサービスを提供することが可能になっていると考えられる。

したがって、公共サービス分野について、時代に即応した官民役割分担の再構築を行うことにより、民間参入を積極的に推進していくことが必要である。

従来、行政改革の場においては、行政が時代の変化に十分に対応することなく拡大を続けてきたとの問題意識の下、行政の活動領域やその関与の在り方の再整理が議論され、平成8年12月16日には、行政改革委員会において、「行政関与の在り方に関する基準」がとりまとめられた。そこでは、「民間でできるものは民間に委ねる」、「国民本位の効率的な行政」を実現する、「説明責任（アカウンタビリティ）」を果たすという基本原則が掲げられるとともに、全般的な基準として、例えば説明責任に関しては、社会的便益と社会的費用の総合評価等が挙げられている。また、行政の関与の可否に関する基準として、公共財的性格を持つ財・サービスの供給、外部性、市場の不完全性、独占力、自然（地域）独占、公平の確保といった「市場の失敗」に関わるもののが示されているが、これらの基準に従って行政関与が必要と判断される場合であっても、関与の手段・形態を選択する際には、既存の政府部門と民間委託とのコスト・品質面での比較、「政府の失敗」の考慮（経営努力や効率化のインセンティブの確保、既得権益の排除等）等の視点に留意しなければならないとされている。

これらの基本原則や基準は、今日でも公共サービス分野における官民役割分担の再構築を検討していく際に妥当するものと考えられるが、本来財・サービスの供給は市場における民間活動によることが基本であることを検討に際しての出発点とすることをより明確にする観点から、「民間でできるものは

官は行わない」という考え方を基本に置いていくことが適当であると考える。

このような考え方によれば、従来公共サービスとされてきたものであっても、現在では「市場の失敗」が存在しないと認められるものについては、全面的に民間参入を進めていくべきである。また、当該サービスの全体を見れば「市場の失敗」が存在すると認められるものであっても、必ずしも当該サービスの提供に係る業務の全てを政府部门が直接自ら行う必要があるとは限らない。当該サービスが担う諸機能やサービスが提供される地域の状況等に応じて、コスト面やサービスの質の面等に留意しつつ民間参入を進めていくべきである。民間参入の形態としては、民営化、民間への事業譲渡、民間委託が考えられるが、業務の内容や市場の状況等に応じて適切な形態を選択していく必要がある。これらにより、現在でも民間の参入が可能な公共サービスについて民間参入の機会の拡大が図られるとともに、現在では民間の参入が認められていない公共サービスについても多様な民間参入が可能となるものである。

#### (備 考)

民営化：政府部门の出資により設立された法人に事務・事業を引き継がせ、政府部门の出資分を民間に譲渡すること。

民間への事業譲渡：事務・事業を民間事業者に譲渡すること。

民間委託：政府部门の事務・事業の実施について、包括的に、あるいはその一部を民間に委託すること。

公共サービスへの民間参入を進めるに当たっては、公平・公正・中立性や継続・安定性の確保、秘密保持、責任分担の明確化等のための措置を必要に応じて講ずるとともに、民間事業者相互間の競争的環境の確保に留意していく必要がある。また、公共サービスの中には公権力の行使を伴うものがあるが、そのことのみをもって民間参入の検討の対象外とすることは相当ではなく、「公権力の行使は全て公務員が自ら行わなければならないのか」という問題意識を持って民間参入の検討を進めていくことが重要である。特に公権力の行使に当たると考えられる事務・事業についても、政府部门による裁量の余地が比較的少ないものについては、その執行を積極的に民間にゆだねることは可能である。また、裁量の余地が比較的大きいものについては、裁量行政の排除の観点からルール化や基準化を推進するべきであり、そのようにしてルールと基準が明確になれば、積極的に民間にゆだねることが可能となる。

このような民間参入の拡大は、消費者の多様なニーズに対応した良質で安価なサービスの提供を図ることを主眼とするものであるが、それに加え、行政の簡素化、効率化に資するとともに、新たなマーケットの創出による我が国経済の活性化にも貢献するものと考える。

当会議は、以上のような考えに立ち、本年7月23日の「中間とりまとめ－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革－」に例示的に掲載された以下の事務・事業を含め、幅広く公共サービス分野における各府省所管の事務・事業について検討を行い、以下の具体的施策に掲げるものについて、民

間参入を進めるべきであるとの結論を得た。当会議としては、民間参入を図るべき事務・事業はこれらにとどまるものではなく、今後なお、幅広く官民役割分担の見直しを行い、積極的に民間参入を拡大していくことが必要と考える。

### 「中間とりまとめ」に例示的に掲載された事務・事業

経済動向の分析等、世論調査、公文書等記録の保存・利用、救急業務、公営ガス事業等、経済実態調査、刑務所・少年刑務所・拘置所等、証券及び印刷物の製造、政府刊行物の編集・製造・発行、学校給食、文化施設、学校、水道事業、病院、老人福祉施設、保育所、職業紹介、職業訓練、国有林野の管理運営、中央卸売市場、地方卸売市場、農業災害補償制度、機械類信用保険、貿易保険、工業用水道事業、展覧会・博覧会等、道路事業、港湾の整備・運営等、都市公園、下水道、住宅・宅地の供給等、土地の測量・地図の調製、気象の予報・警報・気象通信、公園管理、一般廃棄物処理、公の施設の管理、各種研修、各種統計、免許関係事務、運転免許に係る講習、自動車保管場所証明手続、駐車違反対応業務、恩給の支給、登記事務、競売、公証事務、出入国審査、旅券業務、税徴収、通関手続及び関税等徴収、著作権等に係る登録、国民健康保険の徴収・支払、政管健保の徴収・支払、国民年金・厚生年金の徴収・給付、失業手当等給付、検疫・検疫に付随する衛生検査、品種登録（種苗法）、植物検疫、動物検疫、特許権付与等、回路配置利用権等の登録事務、鉱業登録事務、貿易管理（輸出入承認等）、自動車の登録業務

このような観点から、政府部门の事務・事業全般について、民営化、民間への事業譲渡、民間委託により民間参入を積極的に推進するため、例えば内閣官房に推進母体を設置するなど、早急に政府内の推進体制を一元化し、推進計画を策定して、これらを総合的・包括的に進めることが重要である。その際、現在実施されている特殊法人改革や公益法人改革とも密接に連携・協力を図っていく必要がある。

# 中間とりまとめの概要

官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」

平成16年8月3日

規制改革・民間開放推進会議

## 【目次】

I. 規制改革・民間開放推進会議の発足と当面の重点検討課題	3
II. 官製市場の民間開放の意義	
1. 官製市場の民間開放の重要性	3
2. 会議としての取り組み	4
III. 民間開放推進の横断的手法としての「市場化テスト」（官民競争入札）	
1. 「市場化テスト」とは	5
2. 「市場化テスト」の導入に向けた基本方針	6
3. 実施プロセス～透明・中立・公正なプロセス	7
4. 検討スケジュール等	8
IV. 官業の民間開放の推進	
1. 官業の民間開放を進めるに当たっての基本的な考え方	9
2. 官業の民間開放の抜本的な推進	11
3. 国公有財産管理制度の見直し	12
V. 主要官製市場の改革の推進	
1. 医療分野	13
2. 介護分野	18
3. 教育分野	21
VI. 年末の答申に向けて	25

## I. 規制改革・民間開放推進会議の発足と当面の重点検討課題

- ・「官製市場の民間開放」に絞り、「横断的手法」「官業民営化等」
- ・「主要官製市場改革」の3ワーキンググループで検討。

## II. 官製市場の民間開放の意義

### 1. 官製市場の民間開放の重要性

- ・官民の役割分担のあり方を根底から見直し、利用者・消費者に、付加価値の高いサービス等を提供する最適なシステムを実現。

#### 【意義】

- ①利用者ニーズに沿ったサービスの提供（国民サービスの向上）
- ②官の人的資源等の適正配分、行政需要への対応（行財政改革）
- ③ビジネスチャンスの創出、需要と雇用の拡大（経済活性化）

#### 【官製市場とは】

- ・政府自らがサービス等の提供を行っている
  - ・民間に開放されてはいるものの、サービス等を提供する主体が制限されている
- など公的関与の強い市場

3

## 2. 会議としての取り組み

### (1) 官業の民間開放の推進

- ▽分野横断的アプローチ(①)と個別具体的アプローチ(②)を車の両輪として推進

- ①「市場化テスト（官民競争入札制度）」の導入等
- ②官業の民間開放の推進

### (2) 主要官製市場の改革の推進

- ▽総合規制改革会議の「アクションプラン」等を踏まえつつ医療、教育、介護の3分野7項目を重点的・集中的に審議。

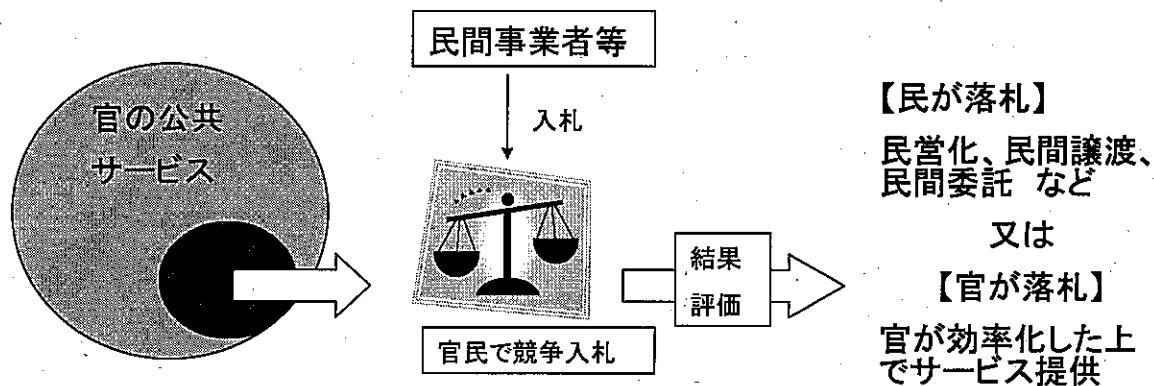
- ①いわゆる「混合診療」の解禁
- ②医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入
- ③医療分野における価格決定メカニズムの見直し
- ④地域医療計画（病床規制）の見直し
- ⑤介護サービスと在宅サービスの一元化
- ⑥経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化
- ⑦学校に関する「公設民営方式」の解禁

4

### III. 民間開放推進の横断的手法としての「市場化テスト」（官民競争入札）

#### 1. 「市場化テスト」とは

- ・「民ができるものは民へ」を具体化させる仕組み
- ・公共サービスの提供について、官民対等な立場で競争入札にかけ、価格・質の両面で優れた主体が落札し、そのサービスを提供する制度。
- ・アメリカ、イギリス、オーストラリアなどで既に実施済み。



5

#### 2. 「市場化テスト」の導入に向けた基本方針

##### ①国の事業についての先行実施

- ・国が率先して先行実施。先行的な地方公共団体が自発的に導入するための環境を整備。

##### ②民間提案等に基づく幅広い対象事業

- ・対象は全ての官業。毎年の実施対象を民間提案等に基づき幅広く決定。

##### ③法的枠組みの構築

- ・民間参入を阻害する諸規制の緩和や官民間の競争条件均一化措置。
- ・官民競争を前提とした入札制度の整備。  
のため、法的枠組みを構築。

##### ④官業のコスト等の包括的な情報開示

- ・事業の直接的費用だけでなく、間接費用、補助金・免税額等、運営全般の情報を透明化、公開。

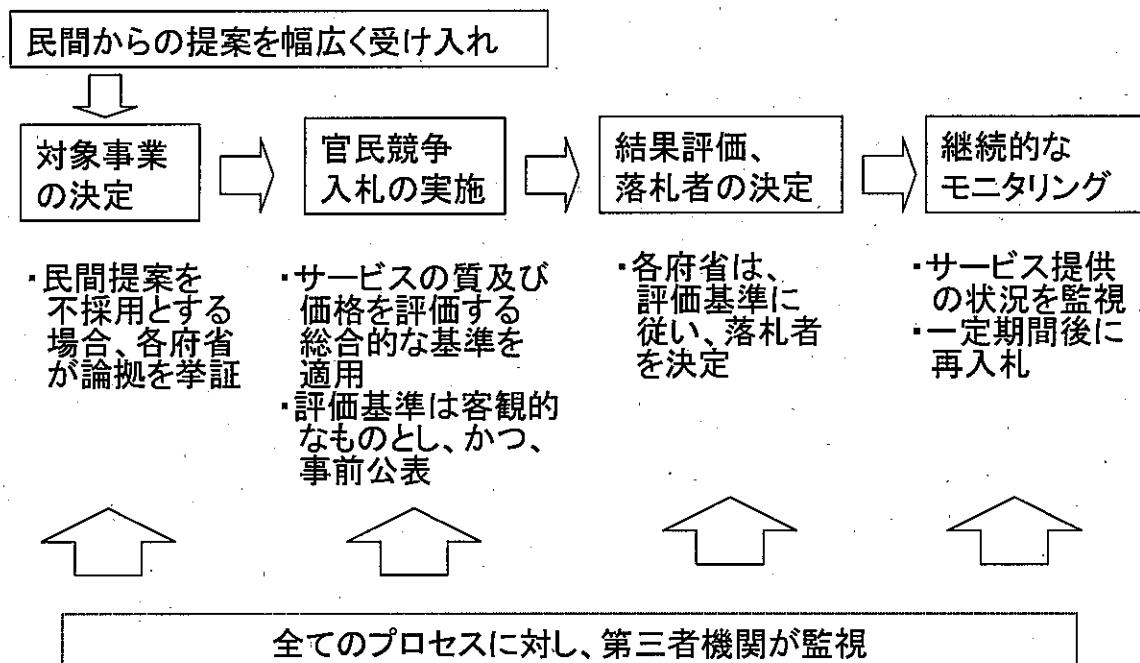
##### ⑤競争条件均一化等の確保のための監視機能の整備

- ・透明性・中立性・公正性の観点から、当会議等、民間主体の第三者機関がすべての実施プロセスを監視。

6

### 3. 実施プロセス ~ 透明・中立・公正なプロセス

毎年、次の流れで「市場化テスト」を実施



7

### 4. 検討スケジュール等

#### ①推進体制

- 内閣（規制改革・民間開放推進室等）において企業経営や具体的な事業を通じた民間の人材を積極的に活用【平成16年中から】

#### ②ガイドラインの策定

- 具体的な入札手続等につき速やかに策定【平成16年中】

#### ③「市場化テスト法（仮称）」の検討・整備

- 「市場化テスト法（仮称）」の検討・整備【平成16年～17年度】
- 「市場化テスト」の推進母体の在り方について検討・措置【同上】

#### ④「モデル事業」の選定・実施

- 「モデル事業」の選定（民間からの幅広い提案を受付）  
【平成16年中】
- 「モデル事業」の実施【平成17年度】

#### ⑤制度の全面的導入【平成18年度】

- 全面導入に併せて、数値目標を適用

8

## IV. 官業の民間開放の推進

### 1. 官業の民間開放を進めるに当たっての基本的な考え方

これまでの議論で示された「民間開放できない理由」に対する当会議の考え方は以下のとおり。

各府省は、さらに「民間開放できない」と主張するなら、以下の考え方を踏まえた上でも議論に耐え得る、データに基づく説得的な理由を示すことが必要。

① 「公権力の行使」は公務員が行う必要があるという議論について

- ・法律上民間に授権すれば民間開放可能。既に、「公権力の行使」が民間に開放されている事例は少なくない。

②憲法上、行政権は内閣に属するため、行政権の行使は公務員が行う必要があるという議論について

- ・憲法の規定は、行政権の発動・結果に対して内閣が責任を負うという意味であり、公務員が行わなければならないという事にはならない。

③裁量性がある行政権の行使については、公務員の裁量に委ねるべきであるという議論について

- ・マニュアル化・ガイドライン化で裁量性を極力減少させるのが本来であり、透明化することで民間開放は可能。

④公平性、中立性、継続・安定性、高度な守秘義務が求められているものについては公務員が行う必要があるという議論について

- ・民間に授権する際に、必要な措置を講ずれば民間開放可能であり、そのような先例は数多く存在する。

⑤条約により公務員が行うことが求められている事務・事業があるという議論について

- ・最終判断権が行政に留保されていれば条約の規定を満たすと解すべきで、実際の業務を公務員に行わせる必要はない。

⑥市場性がない、又は官が行った方が効率的な場合もあるという議論について

- ・その立証責任は官が負うべき。

## 2. 官業の民間開放の抜本的な推進

### ○民間開放の検討対象となり得る官業の洗い出し

- ・民間開放の検討の対象となり得る事務・事業の調査を実施。（全体で812項目回答）当面、以下の6類型について、抜本的に民間開放を推進。

	当会議の考え方	検討事項例
①給付、徴収業務	・基本的には給付基準・税率等に基づき機械的に決定される処理であり、民間開放可能	国税・地方税等の徴収、年金業務等
②公的施設等の整備・管理・運営	・公的宿泊施設等については早期に廃止または民営化 ・その他公的施設についてもPFI、指定管理者制度のより一層の活用	宿泊施設、庁舎、宿舎、情報通信及び、行刑施設等
③登録等に係る業務	・基本的には政策判断が入り込む余地はなく、民間開放可能	車庫証明、登記・公証事務、工業所有権登記、自動車登録等
④統計調査、製造等	・公務員により行われなければならない必然性はない為、一定の要求水準を示した上で、当該水準を最も満たすものが行うべきもの	統計業務、貨幣・紙幣製造、白書等の製造、酒類研究等
⑤検査、検定等	・許認可等に係る審査・検査・検定等については、当該審査項目に政策判断の余地がないものについては民間開放の対象 ・その他の検査・検定等についても可能な限り競争原理を導入する観点から民間開放	医薬品等の製造等に係る承認審査業務、宅建免許審査、基準器検査、動植物検疫、電波監視等
⑥その他の事務・事業	・民間開放された事務・事業と類似のものは重点的に民間開放を推進 ・独立行政法人の行う事務・事業については遅くとも最初の中期目標期間終了時までに必要な検討を実施	物損事故処理、職業紹介業務、航空管制業務等

### ○官業の民間開放に関する今後の検討の進め方

- ・可能な限り多くの事務事業について更なる検討を鋭意行い、官業の民間開放に関する今年度の結論を得る事とする。
- ・今年度に結論を得られなかったものについても、次年度以降、精力的に取り組む。

## 3. 国公有財産管理制度の見直し

- ・行政財産であっても貸付その他の私権の設定が認められることを一般原則化すべき
- ・併せて、行政財産・普通財産という従来の区分についても見直すべき

## V. 主要官製市場の改革の推進

### 1 医療分野

#### (1) いわゆる「混合診療」（保険診療と保険外診療の併用）の解禁

【具体的施策：平成16年度中に措置】

- ・保険外診療に関する適切な情報に基づいて、患者自らが選択する場合には、「患者本位の医療」を実現する観点から、いわゆる「混合診療」を全面解禁すべき。
- (予防的処置・保険適用回数等に制限がある検査や、一定水準以上の医療機関における新しい検査法・薬・治療法等から早急に措置)

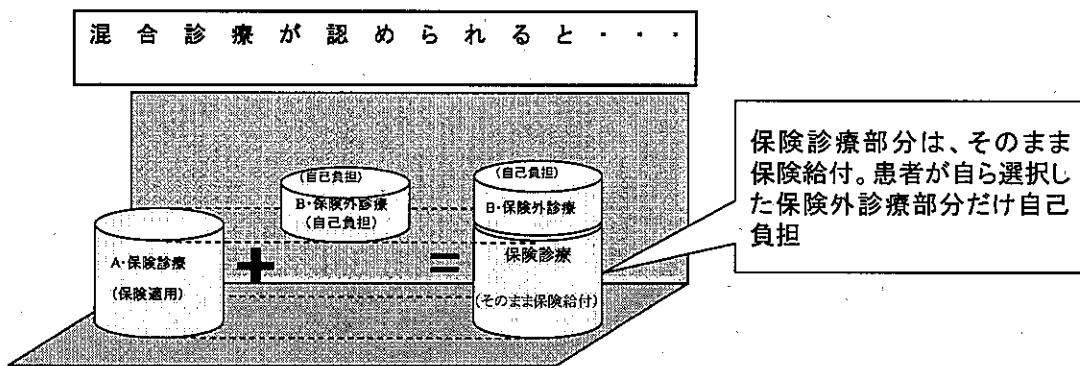
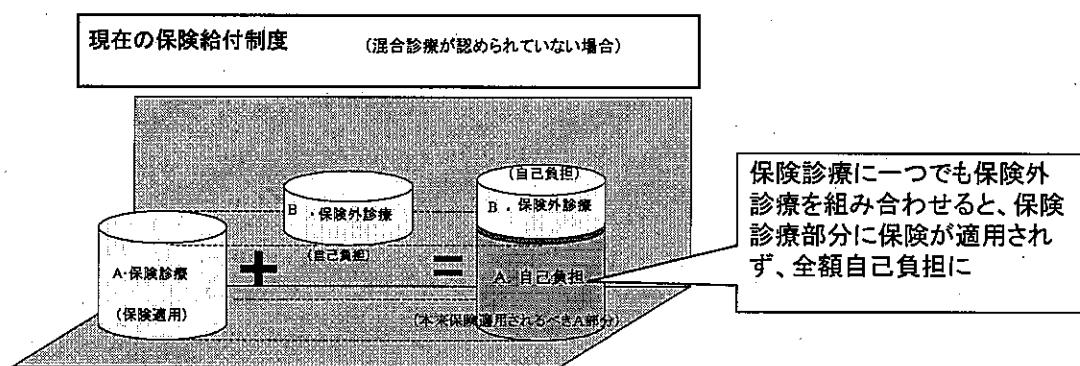
#### 【論点】

●：厚生労働省 ○：当会議

##### ・「混合診療の解禁」の是非

- 保険外診療との併用を無制限に認める事は、安全性・有効性が確保されない恐れがある。よって一定のルールの下で判断がなされている「特定療養費制度」を拡充する事で対処すべき。
- 特定療養費制度で中医協などの審議を経て個別技術ごとに承認する事で混合診療を限定的に認める方法では、審議に時間が掛かりすぎ、迅速化、透明性の確保、利用者志向への転換など抜本的な見直しが行われない限り、是認し難い。

13



(当会議作成)

14

## (2) 医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入

### 【具体的施策：平成16年中に措置】

- ・出資者たる株式会社に社員としての地位を付与。社員総会における議決権取得を容認。
- ・医療法人による他の医療法人への出資を容認。
- ・出資額に応じた社員総会での議決権を容認。

### 【論点】

●：厚生労働省 ○：当会議

- ・医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入

● 全国規模での株式会社の医療への参入については、事業活動により利益が生じた場合には株主に還元しなければならない株式会社の本質によって、「医療費の高騰を招く恐れがある」「利益が上がらない場合の撤退により地域の適切な医療の確保に支障が生じる恐れがある。

○ 医療費の高騰については、いずれの医療機関であっても診療行為は原則保険診療であり、法人形態によって保険診療の価格が上下し、医療費に致命的な影響を与えるとは考えられない。また、利益が上がらなければ撤退するという主張は、現行の医療法人でも経営状態が悪化し、倒産する例もあり、株式会社に限った話ではない。

15

## (3) 医療分野における価格決定メカニズムの見直し【速やかに措置】

- ・中央社会保険医療協議会（中医協）の運営方針の抜本的な見直し、委員構成の公平性堅持、在任期間の短縮
- ・診療報酬等の改定理由の明示、改定結果の事後評価
- ・患者・医師個人等の現場の声並びに一般国民の声を反映する仕組み
- ・透明性確保の為の議事録の公開

## (4) 地域医療計画（病床規制）の見直し【平成16年度中に検討・措置】

- ・病床規制の見直し等の実施時期の前倒し

16

## ▽医療分野における価格決定メカニズムの見直し

【論点】

●：厚生労働省 ○：当会議

- 中医協は「保険料を負担する側」と「医療を提供する側」とが保険契約の両当事者として協議し、合意を得る為の場として設けられており、公益委員がこの両者を調整する役割を担うという三者構成とされている。中医協の在り方については中医協における議論も含め、今後幅広く本格的に議論が行われる必要があり、当面速やかに取り組むべき改革と制度の在り方について議論を積み重ね、合意が得られたものから対応を図っていく事が必要。
- 中医協の問題点に起因するその改革について、中医協自身の議論・見解を前提とするのでは、公正な議論を行う事ができない。第三者、とりわけ国民の視点からの検証が必要。  
今回のような問題提起を行う事により、各方面からの意見の表明を促し、より良い対策を講じる必要がある。中医協における議論についても、審議過程を広く国民に公開し、理解を得ながら改革を進めるべき。

17

## 2 介護分野

### (1) 施設サービスと在宅サービスの一元化

【具体的施策】

- ①介護保険 3 施設のホテルコスト等の利用者による負担等  
【平成17年度中に措置】

- ②社会福祉法人への施設整備補助の廃止

【平成16年度中に結論、平成17年度中に措置】

- ③サービス内容等に係る情報の開示

【平成16年度中に措置】

18

## ▽社会福祉法人への施設整備費補助の廃止

### 【論点】

● : 厚生労働省

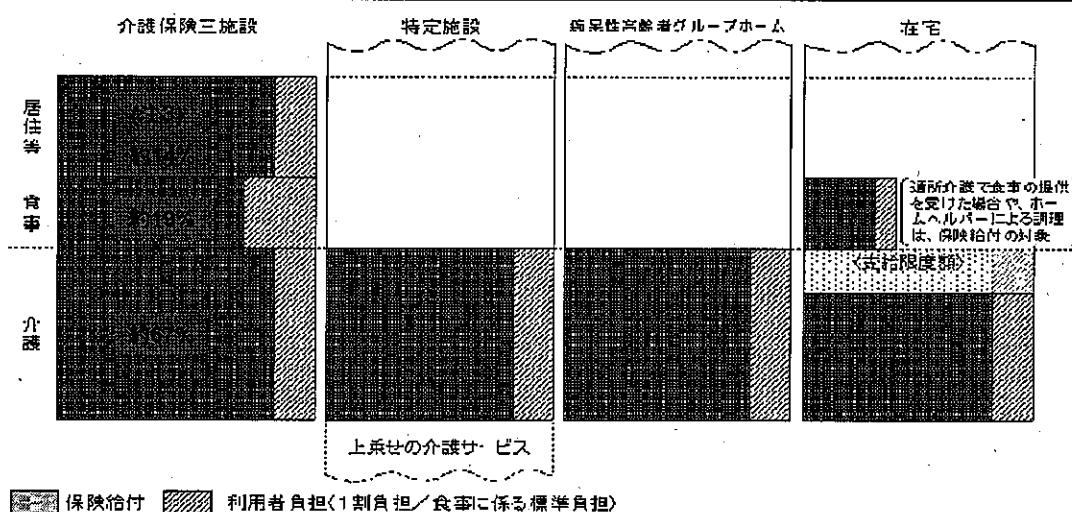
○ : 当会議

- 施設整備費補助には、地域の整備水準を調整する機能があり、その結果、特別養護老人ホーム(特養)については、65歳以上人口10万人に対する定員数で最大と最小の都道府県との差異が約1.8倍と、一定の成果を挙げており、保険給付が必要以上に増大することを防いでいる。仮にこのような中で施設整備費補助を廃止したとすると、従来のような大規模広域型の施設が場合によっては必要以上に建設されることもあり得る。これは介護サービスの質の向上、介護保険財政の両面から見て問題が大きい。
- 施設整備への補助金を増やすのではなく、逆に廃止するにもかかわらず、介護施設の建設が増えるとする根拠は明確ではない。仮に、何らかの理由で、懸念されるように大規模広域型の施設が一時的に増えたとしても、施設間の競争条件の均等化により、民間企業等の新規参入が促進され、競争による淘汰も起きると考えられることから、施設整備補助の廃止が保険給付の増大やサービスの質の低下を招くとは必ずしも言えない。

19

## 施設等の給付範囲(費用負担)の比較

- 介護保険三施設(注1)では、介護、食事、居住等に要する費用が保険給付の対象。
- 特定施設(注2)、痴呆性高齢者グループホーム、在宅では、介護が保険給付の対象。



- (注1)介護保険三施設とは特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床  
(注2)特別養護老人ホームと同程度の介護職員等を配置した有料老人ホームやケアハウスが、要介護の入居者に対して  
介護サービスを提供した場合には、介護保険の対象としている(特定施設入所者生活介護)。  
(注3)小規模生活単位型特別養護老人ホームにおいては、個室と共同生活室に係る建築費用、光熱水費等に相当する額  
(ホテルコスト)を利用者が負担。

(当会議作成)

20

### 3 教育分野

#### (1) 経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化

- ① 株式会社、NPO等により設置された学校に対する私学助成等の適用 【少なくとも構造改革特区において直ちに措置】  
・ 経営形態の異なる学校（国立・公立・私立・株式会社立等）の間の競争条件の完全な同一化に向け、当面の措置として、構造改革特区によって認められた株式会社等により設置される学校については、学校法人と同様に私学助成、優遇税制の対象とすべき。

#### 【論点】

●：文部科学省 ○：当会議

##### ・ 私学助成について

- 憲法89条で公の支配に属さない慈善・教育・博愛事業への公金の支出を禁止。「公の支配」に属しているか否かは学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法の3つの法律の規制を総合的に判断される。  
○ 教育等の事業から宗教性を排除する事を主旨・目的とした規定であると解するべきであり、学校教育法上の行為規制で十分、担保できる。

21

#### ② バウチャー制度の導入について【平成16年度中に検討・結論】

- ・ 教育サービスに対する消費者の選択を完全に自由なものとするためには、教育への公的助成の手法として、国公立と私立等、経営形態の異なる学校間で大きな格差のある機関補助に代えて、学生への直接補助方式であるバウチャー制度の導入を検討すべき。

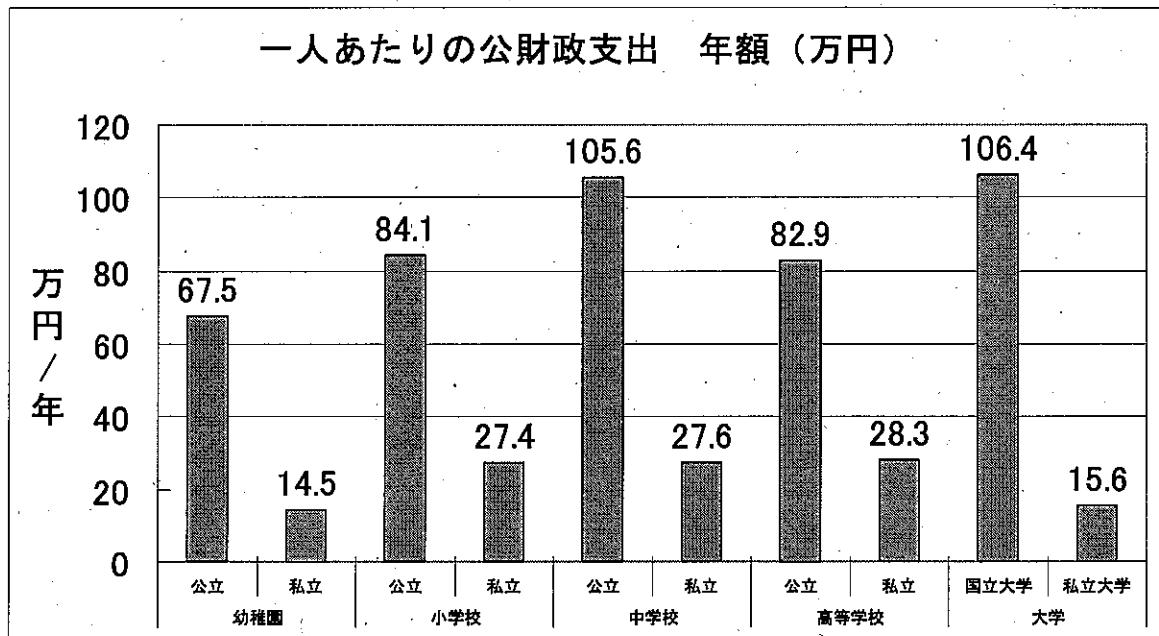
#### 【論点】

●：文部科学省 ○：当会議

##### ・ バウチャー制度について

- バウチャー制度については、諸外国の例では低所得者層に対する教育補助という面もあるし、効果があるかどうか議論が分かれている。公立の義務教育については生徒を選別していないという私学との大きな違いがある。  
○ 効果に乏しいという実証はなく、その点の主張は事実誤認である。選別の有無に拘らず同様の教育を受ける生徒を公的助成で差別してよいという理由はない。

22



\* 施設建設費は含まず。

\* 幼稚園は平成14年度予算数値。(全日本私立幼稚園連合会作成資料による)

\* 小・中・高の私立学校は平成15年度数値。(日本私立中学高等学校連合会作成資料による)

公立学校は、東京都の平成15年度予算数値。(東京都ホームページより抜粋)

\* 大学は平成15年度数値。〔学校基本調査〕をもとに当会議で作成)

(当会議作成)

23

## (2) 学校に関する「公設民営方式」の解禁【平成16年中に措置】

- ・「公設民営方式」（地方公共団体等の設置した施設についてこれを株式会社・NPO等に包括的に管理・運営委託させる方式）を高校・幼稚園のみならず義務教育を含めた学校一般について、速やかに解禁すべき。

### 【論点】

●：文部科学省 ○：当会議

#### ・公設民営について

- 本来、公が行うべき处分性のある行為（退学処分、停学処分など）を私人に委託する事は不可能。

- そうした处分性のある行為は、行政組織法上の行政庁のみがなし得るものとは現行法上、位置づけられていない  
「公設民営方式」を私立学校の一類型として捕らえた場合、公立の退学処分に相当する行為を契約解除として整理する方法等により実現可能。

24

## VI. 年末の答申に向けて

- ・「官製市場の民間開放」については、規制改革・民間開放推進本部（本部長一總理）と連携し、精力的に調査・審議（経済財政諮問会議、特区推進本部、地域再生本部等、関係組織とも連携）
- ・「規制改革・民間開放推進3か年計画」に対応した分野別検討事項については計画のフォローアップ、新規課題への取り組み集中受付月間に寄せられた個別要望への対応



### 年末の答申に成果を反映

25

### 規制改革・民間開放推進会議委員名簿

議長	宮内	義彦	オリックス株式会社取締役兼代表執行役会長 ・グループCEO
議長代理	鈴木	良男	株式会社旭リサーチセンター取締役会長
総括主査	刈草	隆郎	日本郵船株式会社代表取締役会長
総括主査	八代	尚宏	社団法人日本経済研究センター理事長
	神田	秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒川	和美	法政大学経済学部教授
	志太	勤	シダックス株式会社代表取締役会長
	白石	真澄	東洋大学経済学部社会経済システム学科助教授
	南場	智子	株式会社ディー・エヌ・エー代表取締役
	原	早苗	埼玉大学経済学部、青森大学経営学部非常勤講師
	本田	桂子	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン プリンシバル
	矢崎	裕彦	矢崎総業株式会社代表取締役会長
	安居	祥策	帝人株式会社取締役会長

## 規制改革・民間開放推進会議専門委員名簿

### 〔企画委員会〕

富 田 俊 基 株式会社野村総合研究所研究理事  
福 井 秀 夫 政策研究大学院大学教授

### 〔官製市場民間開放委員会〕

安 念 潤 司 成蹊大学法学部教授  
大 橋 豊 彦 尚美学園大学総合政策学部教授  
富 田 俊 基 株式会社野村総合研究所研究理事  
橋 本 博 之 立教大学大学院法務研究科教授  
福 井 秀 夫 政策研究大学院大学教授  
美 原 融 株式会社三井物産戦略研究所プロジェクトエンジニアリング室長

### 〔福祉・保育ワーキンググループ〕

池 田 省 三 龍谷大学社会学部教授

### 〔雇用・労働ワーキンググループ〕

小 嶋 典 明 大阪大学大学院高等司法研究科教授

### 〔基準認証・資格制度ワーキンググループ〕

安 念 潤 司 成蹊大学法学部教授  
大 橋 豊 彦 尚美学園大学総合政策学部教授

# 規制改革・民間開放の推進に関する 第1次答申の概要

官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」

平成16年12月24日  
規制改革・民間開放推進会議  
<http://www.kisei-kaikaku.go.jp>

## 目次】

▽第1次答申の決定・公表に当たって	..... 3
I. 民間開放推進の横断的手法としての市場化テスト（官民競争入札制度） ・市場化テストに関するガイドライン	..... 4
II. 個別官業の民間開放の推進 1. 各分野における民間開放に向けた取り組み	..... 8
2. 国有財産の民間利用の促進	..... 9
3. 今後の課題	..... 9
III. 主要官製市場等の改革の推進	..... 10

## ▽第1次答申の決定・公表に当たって

- ・国等自らがサービス等を提供している分野及びサービス等の提供主体が一定の法人等に限定されている等、公的関与の強い分野（官製市場）の民間開放に重点を絞って調査審議。

### (1) 市場化テスト等による官業の民間開放の推進

- ①横断的手法としての「市場化テスト（官民競争入札）」
- ②個別官業の民間開放の推進

### (2) 主要官製市場等における改革の推進（重点検討14事項）

- ・「混合診療の解禁」や「中医協の在り方の見直し」など医療分野
- ・「学校に関する公設民営」や「パウチャー制度」など教育分野
- ・「施設介護サービスと在宅介護サービスの一元化」、「幼保一元化」など福祉・保育分野
- ・ハローワーク、社会保険関係業務の民間開放
- ・その他、「人材の国際間移動の円滑化」、「自動車検査制度の抜本的見直し」、「規制の見直し基準の策定」

### (3) 個別分野（重点検討事項以外）の規制改革の推進

→来年2月を目途に追加答申

## I. 民間開放推進の横断的手法としての「市場化テスト」

（官民競争入札制度）

### ▽「市場化テスト」に関するガイドライン

#### 1. 市場化テストの内容及び意義

- ・官と民とを対等な立場で競争させ、「民ができるものは民へ」を具体化する仕組み。

#### 2. 市場化テストの本格的導入に向けた基本方針

- ・市場化テストの本格的導入に向けて、以下の点を基本方針とし、法的枠組み（「市場化テスト法（仮称）」）も含めた制度の整備を検討。

①国の事業についての先行実施（併せて、先進自治体が自発的に市場化テストを実施できるよう必要に応じ検討・環境を整備。）

②民間提案を幅広く受け付け、政府において対象事業を決定

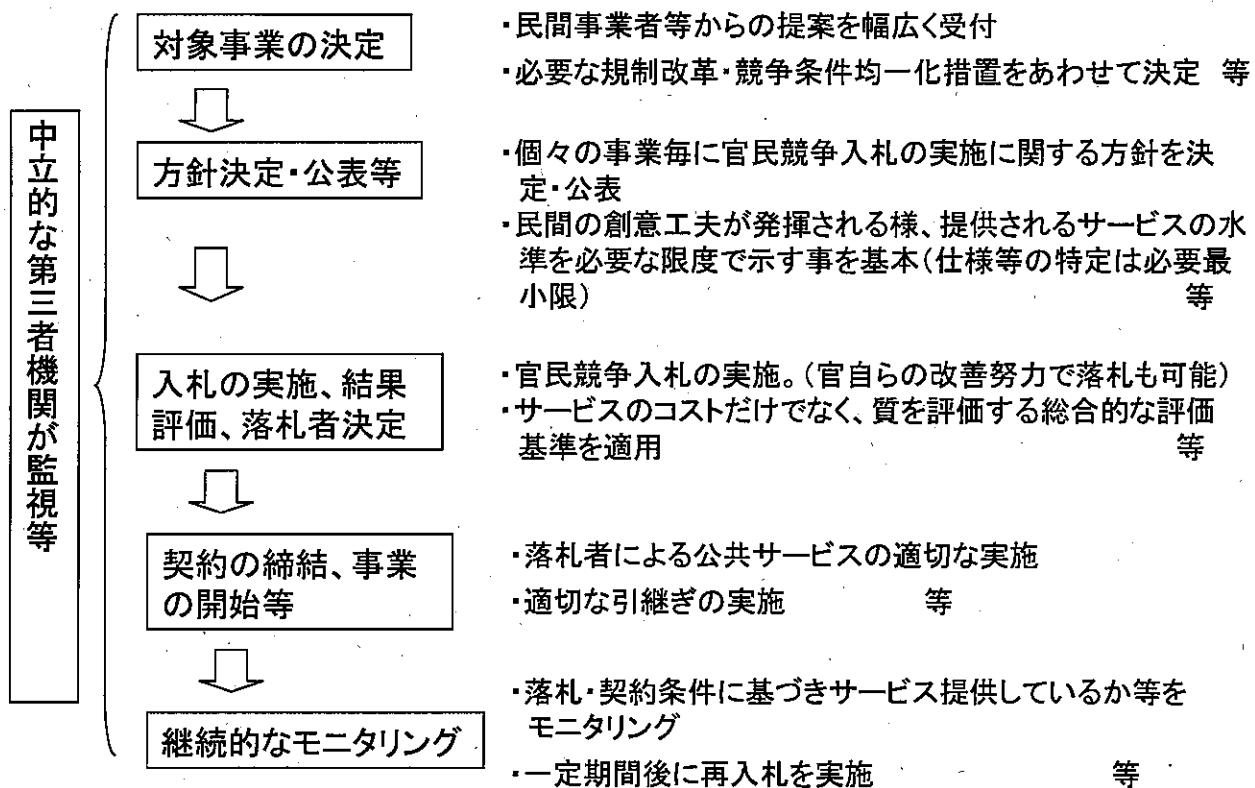
③法的枠組みを含めた制度の検討（官民競争を前提とした入札制度、関連する規制改革等）

④民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報の開示

⑤競争条件均一化等の確保のための監視機能の整備（中立的な第三者機関の設置）

⑥公務員の待遇等（民間が落札した場合の公務員の待遇に関わる仕組みの検討・整備）

### 3. 実施プロセス及び留意点



### 4. 市場化テストのモデル事業（平成17年度における試行的導入）

- ・平成16年10月18日から1か月間、民間提案を幅広く受け付け、これらを踏まえ下記の事業をモデル事業として選定。
- ・今回対象とならなかった提案も制度の本格的導入に向け更に検討。

#### (1) ハローワーク（公共職業安定所）関連

##### ①キャリア交流プラザ事業の「公設民営」

- ・全国5箇所を無料の職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設とし、民間の創意工夫が最大限発揮されるよう、「公設民営方式」を前提に市場化テスト（モデル事業）の対象とする。

##### ②若年者版キャリア交流プラザ事業の「公設民営」

- ・1箇所を対象に実施。

##### ③求人開拓事業の民間開放

- ・3地域を対象に実施。

##### ④アビリティガーデン（生涯職業能力開発促進センター）における職業訓練の民間開放

- ・土日、夜間の施設・設備を活用した職業訓練事業（職業紹介等訓練修了者を対象とする就職支援に関わる事業を含む）を市場化テスト（モデル事業）の対象とする。

## (2) 社会保険庁関連

### ①国民年金保険料の収納事業 ※5箇所

- ・納付督促から滞納処分までの一連の事務について包括的に対象として実施。  
(所得情報による免除対象者の特定業務、滞納処分における財産差押の決定・執行等は除く)

### ②厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業 ※5箇所

### ③年金電話相談センター事業 ※2箇所

## (3) 行刑施設関係

- ・少なくとも試行可能な一の既設刑務所において、施設の警備や被収容者の待遇に関する補助事務を包括的に対象として実施。

参考：民間提案募集の受付結果

75の提案主体から119の提案。所管府省との調整状況を当会議HP上で公開。<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/market2004/1215/index.html>

## II. 個別官業の民間開放の推進

- ・中間とりまとめ（平成16年8月）に例示的に掲載した81の事務・事業を含めて幅広く国等の事務・事業について検討を実施し、下記4類型、36項目について民間開放（民間委譲、包括委託）を進めるべきとの結論。

### 1. 各分野における民間開放に向けた取り組み

	問題意識	提言項目
① 給付、 徴収業務	・基本的には、一定の基準に基づき決定される個々の給付、徴収事務の処理であり、一般的には政策判断や裁量の余地はなく、民間開放可能。	ハローワーク、社会保険、地方税の徴収、貿易保険、若年退職金給付
② 公的施設等 の整備・ 管理・運営	・民間との競合や非効率性を一刻も早く解消すべく、廃止、売却等の民間委譲、又は包括的な民間委託を図るべき。 ・PFI事業者が行い得る業務の範囲の拡大、国等の管理する施設の民間への管理委託に関する措置が必要。	各種保養所、青少年・女性教育関連施設、庁舎・宿舎等、行刑施設
③ 統計調査、 製造等	・基本的には一定の要求水準を示し、当該水準を満たした上で、最も業務を効率的に行えるものが行うべきもの。	統計業務、競売、日本人船員の育成、事故処理関係事務等
④ 検査・登録、 資格試験等	・審査等の業務を含め、登録等に係る業務については、基本的にその事務・事業の中に政策判断が入り込む余地はないことから、民間開放可能。	自動車保管場所証明手続、公証事務、品種登録、運転免許試験等

## 2. 国有財産の民間利用の促進

- ・以下のとおり官業の民間開放にあたり支障がないことについて  
国の機関等に周知徹底すべき
  - ①民間委託の場合には、国が国有財産を行政財産として利使用して  
いたのと同一の考え方の下で委託契約の約定に基づき、受託した  
民間がそのまま利使用することが可能であること
  - ②民間委譲の場合には、委譲を受けた民間が当該財産を利用する  
必要があれば、速やかに行政財産から普通財産への区分変更をし、  
売却又は賃貸することが可能であること

## 3. 今後の課題

- ・下記5業務を含め、更に幅広い官業について、民間開放に向けた  
検討を進める。
  - ①国税の徴収
  - ②万博記念公園の整備・運営等
  - ③造幣関連業務
  - ④印刷関連業務
  - ⑤国有財産の実地監査

## III. 主要官製市場の改革の推進

### 1 いわゆる「混合診療」（保険診療と保険外診療の併用）の解禁

- ・下記について、規制改革担当大臣と厚生労働大臣との間で基本的合意。
- ・今後、当会議として、
  - ⇒具体的施策の内容の明確化、履行状況の監視、実現促進を行う。
  - ⇒「一定水準以上の質の高い医療機関に対する原則・包括的な混合診療の解禁」の実現に向け、引き続き積極的に取り組む。

#### ①国内未承認薬の使用について【平成16年度中に措置】

- ・確実な治験の実施等（専門家会議を新設し、未承認薬の扱いを3か月以内に結論。米、英、独、仏の承認薬を自動的に検証の対象化等）

#### ②先進技術への対応について【現行制度の枠組みの中で平成17年夏までを目途に実現。平成18年通常国会に法案提出】

- ・医療技術ごとに医療機関に求められる要件を設定し、届出で実施可能化。（新技術は、届出後原則3か月以内に厚労省が可否判断）

#### ③制限回数を超える医療行為等【平成17年夏までに措置】

#### ④保険診療と保険外診療との併用の在り方について

- ・特定療養費制度を廃止し、保険導入のための評価を行うものと保険導入を前提としないものに整理し、新たな枠組みを構築【平成18年度通常国会に法案提出】

#### ⑤構造改革特区制度の活用も視野に入れた検討【平成17年度中に結論】

## 2 医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入

- ・構造改革特区における株式会社の医療への参入要件の緩和
- ・医療法人から医療法人への出資等の容認など

## 3 中央社会保険医療協議会の在り方

- ・平成16年度中の早期に「中医協の在り方に関する有識者会議（仮称）」を設置し、平成17年夏から秋までに結論を得、その後可及的速やかに措置。（下記、大臣間で合意）

### ①中医協の在り方の見直しに関する検討の場の設置

- ・厚生労働大臣は、「有識者会議」（構成員は医療団体関係者、労使等の利害関係者以外）において、内閣官房長官主宰の「社会保障の在り方に関する懇談会」の審議を踏まえつつ、検討。
- ・会議は公開とし、検討状況については上記懇談会、経済財政諮問会議、規制改革・民間開放推進会議に随時報告の上、結論。

### ②中医協の在り方の見直しに関する検討

- ・「診療報酬改定に関する企画・立案の在り方との関係を含めた中医協の機能・役割の在り方」などの6項目を含め、在り方を検討。

## 4 医療計画（病床規制）の見直し等

- ・病床規制撤廃に必要な条件整備の検討、医療資源の集中・地域連携医療の推進 など

## 5 医薬品の一般小売店における販売等

- ・医薬品それぞれのリスクに応じた専門家の関与のあり方を検討し、必要な措置を講ずる。
- ・医薬部外品の定義の再確定 など

## 6 施設介護サービスと在宅介護サービスの一元化

- ・介護保険3施設のホテルコスト等の利用者による負担
- ・社会福祉法人と民間企業等の競争条件の同一化（施設整備費補助の見直し） など

## 7 幼稚園・保育所の一元化

- ・「総合施設」（就学前の教育・保育を一体として行う施設）の施設整備等の各種要件の整備、既存及び新設の施設が、当該地域のニーズに応じてスムーズに「総合施設」となれる仕組みの構築

## 8 経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化

- ・教育バウチャー制度について、今後十分な研究・検討を実施。

## 9 学校に関する「公設民営方式」の解禁

- ・「公私協力学校法人」（学校法人、株式会社、NPO法人等と地方公共団体が共同して設立する学校法人）による「公設民営学校」について、各種の留意点を指摘。
- ・株式会社・NPO等に対して契約に基づき公立学校の運営を包括的に管理・運営委託する方式については引き続き検討。

## 10 ハローワークの民間開放促進

- ・市場化テストのモデル事業の適切な実施等（厚生労働大臣との折衝で合意）
- ・今後の課題としては、公共職業安定所単位での包括的な民間委託等

## 11 社会保険の民間開放促進

- ・市場化テストのモデル事業の適切な実施等（厚生労働大臣との折衝で合意）
- ・今後の課題としては、社会保険業務・組織全般の抜本的見直し、社会保険事務所単位での包括的な民間開放（公設民営型）、国民年金保険料徴収の滞納処分を含めた包括的な民間開放 など

## 12 人材の国際間移動の円滑化

- ・外国人医師・看護師の円滑な受け入れ（就労制限の撤廃、受入れに関する医師会等の意見聴取要件の廃止など）
- ・永住許可・不許可事例の公開の充実、裁量性を排除した許可要件のガイドライン策定

## 13 自動車検査制度等の抜本的見直し

- ・車検有効期間の延長を判断するための調査を平成16年度中に取りまとめ、速やかに所要の措置を講ずる。

## 14 規制の見直し基準の策定等

- ・通知・通達等の法令以外の規制や一定の年限が経過した規制について見直し基準を策定し、速やかな政府決定を経て、これに基づく見直しを推進。  
その他の見直し基準についても逐次検討。
- ・規制影響分析（RIA）の義務付けに向けた取組の推進。

# 規制改革・民間開放の推進に関する 第2次答申の概要

「小さくて効率的な政府」の実現に向けて  
—官民を通じた競争と消費者・利用者による選択—

平成17年12月21日  
規制改革・民間開放推進会議

<u>I. 第2次答申の決定・公表に当たって</u>	..... 3
<u>II. 横断的制度整備等</u>	
1. 市場化テストの速やかな本格的導入	..... 5
2. 官業の民間開放の推進	..... 10
3. 規制の見直し基準の策定等	..... 11
<u>III. 横断的重點検討分野の改革</u>	
1. 少子化への対応等	..... 13
2. 生活・ビジネスインフラの競争促進	..... 14
3. 外国人移入・在留	..... 17
<u>IV. 個別重点検討分野の改革</u>	
1. 医療分野	..... 18
2. 教育分野	..... 20
3. 農業・土地住宅分野	..... 21

## I. 「第2次答申」の決定・公表に当たって

- ・本年度は、我が国経済・財政への影響が大きい分野や国民の関心の高い分野を中心に「行政部門の徹底した効率化・コスト削減」及び「国民負担の軽減・民間部門の需要創出」に資する規制改革・民間開放に重点。
- ・本年度の「重点検討分野」は以下のとおり。
  - I. ①市場化テストの早期法制化、②官業の民間開放、③規制の見直し基準の策定など横断的な制度整備等
  - II. ①少子化への対応、②生活・ビジネスインフラの競争促進等、③外国人の移入・在留など国民生活に密接に関わる課題等の分野・省庁横断的視点からの改革
  - III. ①医療、②教育、③農業等の主要官製市場改革
- ・そのうち、主要課題改革推進委員会における公開討論など会議をあげて取り組んだ「最重要検討課題」は以下のとおり。
  - ① 市場化テストの対象事業
  - ② 保育サービスを利用者がニーズに応じて自由に選択できる環境の整備
  - ③ 公共放送等の在り方を踏まえたN H Kの改革、地上波放送における競争の促進
  - ④ 中央社会保険医療協議会の在り方の見直し、医療のI T化の加速、医療機関情報の公開義務化、
  - ⑤ 教員の質の向上を目指した免許・採用制度及び教員評価制度の改革、学校の質の向上を促す学校選択の自由の徹底と情報公開
  - ⑥ 農地の所有・利用の自由化及び実効性ある転用規制等による農地の効率的利用の推進、農協改革等農業関連流通における競争促進
- ・さらに、教育分野の規制改革については、規制改革・民間開放推進本部の下で関係閣僚と当会議代表者との審議の場を設けて検討した結果、社会人等多様な人材の教員への登用を促進するための諸施策等について合意。
- ・答申で示した改革の施策について迅速かつ着実に実施するよう政府に要請するとともに、今回進展が見られなかった事項を含めて聖域を設けることなく、引き続き精力的に調査・審議を深めていく所存。

## II. 横断的制度整備等

### 1. 「市場化テスト」の速やかな本格的導入

- (1) 「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）の次期通常国会への提出
- ・「民間にできることは民間に」を具体化し、「小さくて効率的な政府」を実現するため、市場化テストの導入は喫緊の課題。
  - ・このため、政府は、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）を次期通常国会に早期に提出すべき。
  - ・また、内閣総理大臣の強力なリーダーシップの下、各府省単位での実施目標と工程を明確にした行動計画を速やかに策定しその実績の評価を行っていくといった政府一丸となった取組を、積極的に進めていくべき。
- (2) 「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）に基づく市場化テストの速やかな本格的導入 等
- ・市場化テストの速やかな本格的導入に向けて、①社会保険庁関連業務、②ハローワーク関連業務、③統計調査関連業務、④行刑施設関連業務、⑤地方公共団体が実施する業務、⑥独立行政法人関連業務について、法案における特例規定の整備等、所要の措置を講じる。

#### ①社会保険庁関連業務

##### ア 国民年金保険料収納事業への市場化テストの本格的導入

- ・原則として、平成19年度に速やかに落札者による事業が実施されるよう措置。
- ・官と民との間で競争条件を均一化する等の観点から、国民年金法等に係る所要の特例規定を法案において整備。
- ・将来的には、全国の社会保険事務所における事業を市場化テスト又は民間開放の対象。

##### イ 来年度における市場化テスト事業の拡大等

###### (ア) 国民年金保険料収納事業

- ・本年度の5箇所を、35箇所に拡大。

###### (イ) 厚生年金保険等の未適用事業所に対する適用促進事業

- ・本年度の5箇所を、104箇所に拡大。
- ・段階的に、全国の社会保険事務所の事業について、市場化テスト・民間開放を実施。

###### (ウ) 年金電話相談センター事業

- ・本年度の2箇所を、継続して実施。
- ・将来的には、国民・被保険者に望ましい総合コールセンター等を整備し、その上で、民間の創意工夫等により、市場化テスト・民間開放を実施。

## ②ハローワーク関連業務

### ア 「人材銀行」事業、「キャリア交流プラザ」事業、「求人開拓事業」への市場化テストの本格的導入

- ・原則として、市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による事業が実施されるよう措置。
  - 「人材銀行」・・・東京を含む3箇所（全国12箇所）
  - 「キャリア交流プラザ」・・・8箇所（全国15箇所）
  - 「求人開拓事業」・・・5地域
- ・「人材銀行」事業及び「キャリア交流プラザ」事業に関する市場化テストにおいて、官と民との間の競争条件を均一化する等の観点から、職業安定法に係る所要の特例規定を法案において整備。

### イ 来年度における市場化テスト事業の実施

- (ア) 「キャリア交流プラザ」事業
  - ・本年度の5箇所を、来年度も継続実施。
- (イ) 「若年版キャリア交流プラザ」事業
  - ・本年度の1箇所を、来年度も継続実施。
- (ウ) 求人開拓事業の対象地点の拡大
  - ・本年度の3地域を、来年度も継続実施。

## ③統計調査関連業務

- 平成18年度において、「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」（いずれも指定統計調査）について、当会議と密接に連携を図りつつ、試験調査等を実施。その結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施。
- 総務省は、同省所管の上記2指定統計以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施するため、当会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定。
- 独立行政法人統計センターの業務については、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論。

## ④行刑施設関連業務

- 本年度実施しているモデル事業の結果を踏まえつつ、平成18年度において、これらの事業を継続実施。
- PFI及び構造改革特区制度を用いた「美祢社会復帰促進センター整備・運営事業」等の実施状況を勘案しつつ、民間開放の対象の拡大等を更に検討し推進。

## ⑤地方公共団体が実施する業務

- 窓口業務（戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し等）について、地方公共団体が市場化テストを自発的に実施する場合に、これを可能とするため、関係法律に関する特例措置を法案において整備。
- 地方公共団体や民間事業者の提案等も踏まえつつ、市場化テストが可能な業務があるかについて検討を進め、結論が得られたものについて、逐次、必要な措置。

## ⑥独立行政法人関連事業

### ○雇用・能力開発機構

ア「アビリティガーデン」における職業訓練事業への市場化テストの本格的導入

- ・原則として法律に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による職業訓練事業が実施されるよう措置。
- ・本年度実施中のモデル事業を来年度も継続実施。

イ「私のしごと館」における体験事業への市場化テストの本格的導入

- ・原則として法律に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による職業訓練事業が実施されるよう措置。

### ○中小基盤整備機構

- ・来年度において、1箇所の中小企業大学校（分校）につき市場化テストを実施。
- ・来年度の市場化テストの経験を踏まえつつ、中小企業大学校の研修事業において、法律に基づく市場化テストの導入について積極的に検討。

## 2. 官業の民間開放の推進

### (1) 基本的考え方

- ・「民間にできることは民間に」という原則を基本に、個々の官業について、当該事務・事業の必要性や妥当性を個別具体的に検証し、以下5分類において合計41項目の民間開放を提言。

### (2) 各分類における民間開放に向けた提言項目

( ) は項目数

分類	提言項目
①国が直接実施する事務・事業 (8)	放置駐車違反車両の移動・保管、パーキング・メーター等の保守管理、自衛隊地方連絡部が実施する援護業務等、国家公務員試験の運営管理 等
②独立行政法人 (14)	工業所有権情報・研修館、家畜改良センター、自動車検査 等
③特別の法律により設立される民間法人（特殊法人、認可法人）(11)	高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、日本小型船舶検査機構 等
④公益法人（指定法人等）(5)	空港環境整備協会、21世紀職業財団、介護労働安定センター、発明協会 等
⑤地方公共団体の事務・事業 (3)	指定管理者の選定プロセス、公金の徴収・収納 等

### 3. 規制の見直し基準の策定等

#### (1) 通知・通達等法令以外の規定に基づく規制の見直し基準

- 通知・通達等を「外部効果」の有無等により分類し、分野横断的に一律な見直し基準に基づき見直しを行るべき。

【平成17年度以降逐次実施】

- ・許認可・不利益処分と関連し、私人を実質的に拘束するもの  
(審査基準・処分基準)
  - 法令の趣旨・範囲を超える部分は法令化、廃止等の見直しを行う。
  - 原則として、法令上の権限を持つ者の名で発出する。  
(所管府省名、大臣名、行政庁名)
  - 「審査基準」「処分基準」の名称を用いる。
  - パブリックコメント手続を行うなど、行政手続法に定める手続を行う。
- ・私人の任意の協力により実現される内容のもの
  - 全国一律で法的義務付けを行うべきものは、法令化する。
  - 従うことが任意であることを明確にする。

- 平成18年中に分類を完了し、見直しを推進する。

【平成18年度以降逐次実施】

#### (2) 規制影響分析(RIA)の義務付けに向けた取組の推進

- ・「行政機関が行なう政策の評価に関する法律」の枠組みの下での規制の事前評価の義務付けに必要な措置を講ずべき。

【平成18年度措置】

- ・義務付けに至らないものについても、積極的かつ自主的に行うよう努めることについて必要な措置を講ずべき。

【平成18年度措置】

### III. 横断的重點検討分野の改革

#### 1. 少子化への対応

##### (1) 仕事と育児の両立を可能にする多様な働き方の推進

- ・労働時間規制の適用除外制度の整備拡充【平成17年度中に検討、18年度結論】
- ・紹介予定派遣以外の労働者派遣における事前面接の解禁

【平成18年度中に検討】

- ・派遣労働者に対する雇用契約申込み義務の見直し【平成18年度中に検討】
- ・いわゆる「複合業務」に関する基準の明確化【平成17年度中に措置】
- ・労働契約法制の整備【平成17年度中に検討、18年度結論】

##### (2) 保育サービスを利用者がニーズに応じて自由に選択できる環境の整備

- ①認可保育所への直接契約及び利用者に対する直接補助方式の導入
- ②認可保育所の保育料の設定方式の適正化
- ③要保育認定制度の導入
- ④保育サービスの情報公開の促進等

【以上①～④については、総合施設の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について長期的に検討】

- ⑤幼保総合施設の在り方【平成18年度の「総合施設」本格実施までに措置】

#### 2. 生活・ビジネスインフラの競争促進

##### (1) 金融サービス（投資）法制の横断化

- ・企業再生ファンドなどの新しい金融の仕組みが登場する中、資本市場分野全体をカバーした投資者保護法制が存在しない現状を踏まえ、現在の証券取引法を改組して、柔構造の投資者保護法制（投資サービス法〔仮称〕）を構築

【平成17年度検討・結論、18年度早期に措置】

##### (2) 通信と放送の融合等に対応した競争環境等の整備

- ・公共放送の在り方の検討【平成18年度検討・早期に結論】  
保有チャンネル数の在り方、地上波デジタル放送のスクランブル化の是非を含む受信料制度の在り方、業務範囲等、公共放送の在り方全体の見直しを早急に行い、平成18年度早期に一定の結論。その際、BSデジタル放送のスクランブル化についても、早期に現行3か年計画に沿った検討を行い、結論 等
- ・地上波放送における競争の促進  
再免許手続の厳格化【平成18年度措置】、複数局支配規制の一層の緩和【平成18年度検討・結論】 等

### (3) 保安四法における規制の合理化

①許認可手続きの簡素化・検査方法の合理化【平成18年度中に措置】

②自主検査の導入・拡充

- ・高压ガス保安法では、既存の運転設備の増・改築であって、保安管理上問題のないものについては、自主検査の対象範囲の拡充を図る。

【平成18年度中に措置】

- ・労働安全衛生法及び消防法では、一定の安全管理基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準について、安全の確保を前提に検討する。その結果、認定制度・基準が整備された場合には、認定基準に合致する事業者について、自主検査を認めることとする。

【労働安全衛生法：平成18年度中に検討・結論、引続き措置】、

【消防省：平成19年度中を目途に検討・結論、引続き措置】

③余寿命予測に基づく開放検査周期の設定

- ・労働安全衛生法では、機器毎の開放検査周期を最大4年と定めている現状を改め、4年を超える連続運転を可能とするよう検討する。

【労働安全衛生法：平成19年度中に措置】

- ・消防法では、屋外タンクの開放検査周期について、更なる開放検査周期の延長を検討する。

【消防庁：平成19年度中を目途に検討・結論、引続き措置】

### (4) 再資源化の促進に向けた廃棄物に係る諸制度の見直し

①廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物を産業廃棄物とするよう措置。

【平成18年度中に措置】

②廃棄物処理法上の許可情報等の地方公共団体間での共有及び複数の地方公共団体に対する一括許可申請等を可能とするよう、行政手続及び書類の電子化に向けた取り組みを開始する。

【平成18年度中に措置】

③中央環境審議会の下部組織として、専門委員会を設置し、関係省庁の参加を得ながら、個々の廃棄物に係る一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直し等、廃棄物処理法の運用に関する検討を開始する。

【平成18年度中に措置】

### 3. 外国人移入・在留

#### (1) 在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化【平成18年度結論】

- ①外国人の在留に係る情報の相互照会・提供
- ②外国人登録制度の見直し
- ③使用者に対する責任の明確化
  - ア 不法就労者を雇用する事業主への厳格な対処
  - イ 「外国人雇用状況報告」の内容拡充・義務化
- ④使用者以外の受入れ機関（教育機関など）に対する責任の明確化

#### (2) 外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備【平成18年度検討、結論】

- ①実務研修中の法的保護の在り方
- ②技能実習制度に対する在留資格の創設
- ③法令以外の規定（告示など）に基づく規制等の見直し

#### (3) 永住許可及び在留特別許可に係る運用の明確化・透明化

- ①永住許可要件のガイドライン化【平成17年度措置】
- ②在留許可されなかつた事例の公表並びに在留特別許可のガイドライン化【平成18年度検討、結論】

## IV. 個別重点検討分野の改革

### 1. 医療分野

#### (1) 医療機関情報の公開義務化と診療情報の開示促進

- ・医療機関情報（医療機関の施設内容や治療方法・実績等）の公開の義務化、情報公開ルールの整備 【平成18年医療制度改革で措置】
- ・医療機関による広告事項の拡大 【平成18年医療制度改革で措置】
- ・医療費の内容が分かる明細付き領収書の発行義務化

【平成17年度中に検討・結論、平成18年度中に措置】

#### (2) 保険者機能の充実・強化

- ・医科及び調剤レセプトの保険者による直接審査支払に関する要件の緩和  
【平成18年度中検討・結論】  
〔調剤レセプトの審査支払に関する医療機関の同意要件の削除については  
【手数料体系の整合性を図るべく平成18年度早期に検討・結論。その後速  
やかに措置】〕
- ・医療機関・薬局と保険者間の直接契約に関する条件の緩和  
【逐次検討・結論】

#### (3) 医療のIT化（電子カルテ・レセプト導入等）の加速

- ・電子レセプトによるオンライン請求化の確実な推進  
【速やかに着手、遅くとも平成23年度当初から原則完全オンライン化】
- ・カルテ等の診療情報の電子化の普及促進  
【逐次実施。標準規格の普及促進については平成18年度中に実施】

#### (4) 医療機器の内外価格差の是正等

- ・外国平均価格調整制度の的確な運用【逐次実施】
- ・承認審査体制の充実と運用の円滑化【平成17年度中措置、以降も逐次実施】

#### (5) 医薬品の薬価等の見直し

- ・新薬開発を活性化するような薬価算定基準の改正【平成17年度中措置】
- ・後発医薬品の使用促進のための処方せん様式の変更、OTC薬（薬局で買える医薬品）への速やかな移行推進【平成17年度中措置、以降も逐次実施】

#### (6) 中央社会保険医療協議会の在り方の見直し

【速やかに措置。法律事項については平成17年度中に法案提出。引き続き注視、必要に応じ見直し】

- ・中医協は、社会保障審議会が定めた「診療報酬改定に係る基本方針」に沿って診療報酬点数の設定について審議
- ・委員の団体推薦規定の廃止
- ・公益委員の人数の増員
- ・医療費シェア等の指標を総合的に勘案しながら、明確な考え方に基づく委員構成の見直し

## 2. 教育分野

### (1) 教員の質の向上を目指した免許・採用制度及び教員評価制度の改革

- ・特別免許状の活用の促進【平成17年度中に措置】  
教員免許状を有しない有為で多様な人材を採用するため、第三者による事前推薦を活用するなど、特別免許状の活用を促進。
- ・児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度・学校評価制度の確立【平成17年度中に措置】  
授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を学校評価の一環として実施。

### (2) 学校の質の向上を促す学校選択の自由の徹底【平成17年度中に措置】

- ・市町村教育委員会に対し、学校選択制について積極的な検討を促すとともに、好事例集を配布。
- ・就学校指定後の変更申立制度について、就学通知の際に「変更の申立」ができる旨を記載するよう制度改正を行う。
- ・変更理由の具体例（いじめ、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等）を国が示し、市町村教育委員会に対し、予め明確にして公表するよう求める。

### 3. 農業・土地住宅分野

- (1) 意欲と能力のある担い手の育成・確保による農地の効率的利用  
・担い手への直接支払制度の具体化【平成17年度中に法案提出】 等

- (2) 農業関連流通の合理化・効率化  
○農協の経済事業改革等の推進  
・全農等の経済事業改革の推進【平成17年度以降逐次実施】  
・部門別損益の開示の促進  
【平成17年度中に結論、平成18年度中に措置】
- 農協の不公正な取引方法等への対応強化  
【平成17年度中に結論、平成18年度中に措置】  
・独占禁止法上のガイドラインの作成  
・農業協同組合法による行政処分も含めた対応の徹底 等

### (3) 土地住宅分野

- ・周辺環境への影響等に基づく合理的な用途規制方策の調査・検討  
【平成17年度検討開始】
- ・密集市街地等における老朽化した建築物の建替促進の検討  
【平成17年度検討開始、平成18年度中に結論】
- ・一般道路における道路空間と建築物の立体的利用の検討  
【平成17年度以降継続的に検討】
- ・地図の複製/使用承認手続きの簡素化等、地図利用促進の検討  
【平成17年度検討開始、平成18年度中に結論】

# 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）

## 法律の趣旨・理念

「簡素で効率的な政府」を実現する観点から

▶ 「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化

▶ 公共サービスによる利益を享受することにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現

▶ 「競争の導入による公共サービスの改革」を推進

具体的には、官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現（他方で、不要な公共サービスは廃止する）

## 法律の概要

### 国の実施プロセス

内閣「公共サービス改革基本方針」  
(閣議決定)により選定

・質・価格の両面で最も優れた  
公共サービスの選定

45

・民間事業者・地方公共団体  
からの要望

・官のサービス  
※独立行政法人の業務も含む

・実施要項作成・入札を実施

・官が落札した場合  
創意工夫を發揮し、  
事業実施

・民が落札した場合  
官民競争入札  
民間競争入札

・官が落札した場合  
官が効率化努力の上  
で引き続き事業実施

・民が落札した場合  
民の参入を可能と  
する等の  
「法令の特例」を規定

・官の移動を円滑化するための措置

○ 民間事業者が落札した場合の国家公務員の処遇は、配属転換と新規採用の抑制が基本

○ 民間事業者との間で人の移動を円滑化するため、公務員が退職し業者に雇用されて公共サービスに従事した後、公務に復帰した場合

「官民競争入札等監理委員会」(委員長：落合誠一東京大学教授)がプロセスの透明性・中立性・公正性を確保  
→「公共サービス改革基本方針」「官民競争入札実施要項」の審議等

「官民競争入札」とは・・・

- 公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組み
- 米国、英国、豪州等で既に実施

＜地方公共団体の官民競争入札等＞

国は、地方公共団体の要望を踏まえ、「基本方針」において、民間事業者の参入を可能とする等の「法令の特例」を定めることなど、地方公共団体の取組を可能とする環境整備を図る

※ 地方公共団体が官民競争入札・民間競争入札を実施するか否かは各地公共団体の自主的な判断。

＜民間事業者の適正かつ確実な実施を確保＞

- 確保すべき公共サービスの質（要求水準）を「実施要項」で明確化
- 法律で入札参加資格について明記
- 中公義務やみなし公務員規定
- 事業者の監督（報告徹査、立入検査、必要な指示）をとるべきことの指示)

（この点については、別途説明）

（この点については、別途説明）